

文化財の保存・活用の新たな展開  
—文化遺産を未来へ生かすために—

審議の報告

平成13年11月16日

文化審議会文化財分科会企画調査会

## 目 次

はじめに	1
第1 未来へ生かす文化財の保存・活用の在り方	2
1 時代の転換点における文化財を取り巻く情勢	2
(1) 社会の構造の変化に伴う文化財の消滅の危機と心の豊かさを求める国民の意識の変化	2
(2) グローバル化の進展を背景とした文化財による国際交流・国際協力の必要性	2
(3) 地方分権, 規制緩和等行政における改革の動向	2
2 文化財を未来へ生かすための検討の視点	2
(1) 幅広い連携協力による文化財の保存・活用	2
(2) 文化財の公開・活用の促進	3
(3) 文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入	3
(4) 人々の文化財への理解・愛情と参加を促進する文化財行政	3
(5) 文化財を通じた国際交流・国際協力の推進	3
第2 文化財の保存・活用の今後の取組	4
I 幅広い連携協力による文化財の保存・活用	4
1 国, 地方公共団体及び民間の役割分担の考え方	4
2 国に今後期待される役割	4
(1) 国としての文化財の保存・活用の充実	4
(2) 専門的立場からの支援	4
(3) 先進的な取組の推進	5
(4) 普及・啓発の推進	5
3 地方公共団体に今後期待される役割	5
(1) 地域ごとの文化財保護の取組の充実	5
(2) 体制の充実	5
4 民間等の活動の活性化	5
5 文化財に関する専門的機関との連携	6
6 文化財に関する国際交流・国際協力	6
II 文化財の公開・活用の促進	7
1 保存と公開・活用のバランスの在り方	7

2	文化財の性質や人々の興味関心に応じた多様な公開・活用の在り方	7
3	ITを活用する等の多様な手法による公開・活用の工夫	8
	(1) ITの活用	8
	(2) 記録映像等の活用	8
4	文化財を生かした地域づくり	8
5	美術館・博物館等の文化施設における公開・展示の工夫	9
Ⅲ	文化財の保存の充実	9
1	文化財の保存の在り方	9
	(1) 有形の文化財の保存の在り方	9
	(2) 無形の文化財及び文化財の保存技術の保存の在り方	10
2	文化財に携わる人材の確保と養成	11
	(1) 地方公共団体等における人材の確保と養成	11
	(2) 幅広い人材の育成	11
第3	総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用	12
1	新たな課題	12
	(1) 文化財の周辺環境	12
	(2) 文化的景観	12
	(3) 近代の文化遺産	12
	(4) 総合的な把握	12
	(5) 緩やかな保護手法の導入	12
	(6) その他	13
2	文化遺産の保存・活用への新たな取組	13
第4	国民一人一人が文化遺産を大切にする社会を目指して	14
1	人々の文化遺産への理解と愛情を深める取組	14
2	子どもたちに文化遺産を大切にする意識を育む取組	14
	おわりに	15
	参考資料	17
	企画調査会関係資料	25

## はじめに

文化財は、我が国の歴史における様々な時代背景の中で、人間生活とのかかわりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民の財産である。また、我々を取り巻く社会情勢の変化やグローバル化の動きの中で、ともすれば見失いがちなアイデンティティを確保し、自分たちの歴史、文化等を正しく理解するために欠くことのできないものである。文化財は、また、現在の我々の生活習慣や物事に対する考え方に対して大きな影響を与えるものであり、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものでもある。

現代に生きる我々国民一人一人が、こうした文化財に込められた先人たちの営みに敬意を表すとともに、文化財を後世に伝えるために、これを大切に保存し活用していくことが求められる。

明治時代初頭の取組に遡る我が国の文化財保護制度は、昭和25年に施行された文化財保護法を基本として、これに基づいて行われる文化庁を中心とした各種施策の実施により、文化財保護の成果を上げてきた。

文化財保護施策については、その時々の変化に応じて、見直し・改善が図られてきた。近年では、文化財保護審議会の下に設置された文化財保護企画特別委員会において平成6年7月にとりまとめられた「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の指摘に基づいて、文化財保護施策の各般にわたる改善・充実が図られた。

その後も文化財を取り巻く社会の諸情勢は著しく変化しており、このたび21世紀という新たな世紀を迎えた。我が国では、平成13年1月、中央省庁再編が行われ、それに伴い文化庁に新たに文化審議会が設置され、同年2月には、文化審議会の文化財分科会に、文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項の調査を行うため、企画調査会を設置することが決定された。

この企画調査会では、最近の国内外における社会の諸情勢の変化を踏まえ、文化財の保存・活用方策についての見直しを行うとともに、新たな視点による文化財の保存・活用の積極的な推進の検討を行うこととし、本年3月以降これまで12回にわたる審議を重ねてきたが、このたび、その結果をとりまとめた。

とりまとめに当たっては、まず「第1 未来へ生かす文化財の保存・活用の在り方」として、現在の文化財を取り巻く情勢を述べるとともに、文化財を未来へ生かすための検討の視点を5つ示し、第2以下において、その5つの視点に即して今後力を注ぐべき事項を中心に重点的な検討を行った。「第2 文化財の保存・活用の今後の取組」においては、現行の文化財について新たに取り組むべき課題を中心に検討を行った。「第3 総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用」においては、従来の文化財を含む広い意味での文化遺産の保護の在り方について総合的な視野に立って検討を行った。さらに「第4 国民一人一人が文化遺産を大切に社会を目指して」において、今後、行政のみならず、国民の理解と参加による保存・活用が重要なことを示した。

## 第1 未来へ生かす文化財の保存・活用の在り方

### 1 時代の転換点における文化財を取り巻く情勢

明治の初年に文化財保護の考え方が芽生えてから100年余り、昭和25年に文化財保護法（昭和25年法律第214号）が施行されてから50年の年月が経過し、今、21世紀を迎えた。このような時代の転換点において、我が国の社会構造や国民意識など、文化財を取り巻く内外の情勢は著しく変化している。また、有形・無形を問わず、歴史的な価値を有する文化的な所産を、従来の文化財を含む広い意味での文化遺産として保存・活用を図っていこうとする動きも見られる。今後の文化財行政の在り方について検討を行うに当たっては、こうした時代の変化を踏まえつつ、これから先の50年、100年後の未来を見通しながら検討することが必要である。

#### (1) 社会構造の変化に伴う文化財の消滅の危機と心の豊かさを求める国民の意識の変化

戦後の急激な経済成長等を背景に、開発行為の増大、国民の生活様式の変化、少子化等により身近な文化財が消滅の危機にさらされている。

その一方、生活水準の向上により、心の豊かさや生活に潤いを求める志向や、自己啓発のための生涯にわたる学習意欲の高まりの中、伝統文化を重視するとともに、自然への回帰、環境への配慮を求めるなど、国民の意識が変化している。

#### (2) グローバル化の進展を背景とした文化財による国際交流・国際協力の必要性

グローバル化の進展は、一方で人々のアイデンティティを求める動きを加速化させている。このような中、世界各地において、自国の文化財に対する保護の気運が高まるとともに、国際機関を中心として、文化の多様性を尊重しようとする動きや、文化遺産保護のための取組が進展している。一方、国際紛争等による文化遺産の破壊という深刻な問題も生じている。このような中、我が国に対しても、文化財分野における国際交流・国際協力への期待が増大している。

#### (3) 地方分権、規制緩和等行政における改革の動向

今日の我が国の行政システムに関しては、国が果たすべき役割を明確にした上で、地方公共団体の自主性を高め、個性豊かな地域社会を形成することを目指した地方分権の取組や、許認可等による規制をできる限り廃止し、活力ある社会を築いていこうとする規制緩和の取組が進められており、今後の文化財の保存・活用の在り方を検討する際には、こうした動向も考慮することが必要である。

### 2 文化財を未来へ生かすための検討の視点

これらの社会的な変化の中で、文化財行政をめぐる諸課題は多岐にわたっているが、それらに対応した改善方策について、本調査会では、文化財を未来へ生かすために何が重要かという視点に立って検討し、今後の新たな文化財の保存・活用の在り方を、次の5つの視点から見直すこととした。

#### (1) 幅広い連携協力による文化財の保存・活用

従来の文化財の保存・活用は、国として重要な文化財の指定等を行い、国が地方公共団体等と連携協力を図りながら保存・活用することに重点が置かれており、引き続きそ

の充実を図る必要があるが、今後は、これまで以上に、地方公共団体が自ら地域の文化財を見出し、主体的に保存・活用を進める必要がある。さらに、国、地方公共団体、専門的機関、民間等が積極的に連携協力し、文化財の保存・活用に努めることが必要である。

## (2) 文化財の公開・活用の促進

現在の我々が文化財への理解を深め、関心を持つとともに、文化財を守り後世に伝えることができるよう、公開・活用を行うことが不可欠である。また、文化財を生かした地域づくりを推進する上でも、文化財の公開・活用を積極的に進めていくことが必要である。

## (3) 文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入

文化財を後世に伝え未来へ生かすためには、これを適切に保存することが必要である。新たに保護対象としての拡大が求められる分野や、急激な消滅の危機に瀕している分野等への対応に関しては、対象となっている文化財や文化遺産の範囲の在り方や、種別・性質に応じた従来とは異なる多様な保存手法について検討する必要がある。また、個々の文化財や文化遺産を、単体として点的にとらえるだけでなく、周辺環境等も含めた面的な広がりの中でとらえ、その価値をよりの確に把握・評価しながら保存を図ることが必要である。

## (4) 人々の文化財への理解・愛情と参加を促進する文化財行政

文化財保護法に基づき国等が行う規制行政による文化財の保存・活用の手法だけでなく、人々の文化財への理解と愛情を深めるとともに、地域の人々の主体的な参加による文化財の保存・活用の取組を推進することが必要である。国、地方公共団体等においては、このための支援的行政を一層推進することが必要である。

## (5) 文化財を通じた国際交流・国際協力の推進

優れた文化遺産は、人類共通の財産であるとの認識に立って、我が国の技術を生かした文化財保存修復に関する国際協力を行うことが必要である。また、海外からの我が国に対する関心の高まりに応えるため、文化財を通じた海外への情報発信を積極的に推進していくことが必要である。

従来から進めている施策についても、この5つの視点を踏まえて引き続き推進を図ることが必要であるが、以下においては、特に、現在不足しているところ、新たに実施すべき施策、改善・充実すべき点についてとりあげることにした。

## 第2 文化財の保存・活用の今後の取組

### I 幅広い連携協力による文化財の保存・活用

#### 1 国、地方公共団体及び民間の役割分担の考え方

我が国の文化財保護制度は、明治期以来、国として重要な文化財を、国が中心となって保存・活用を図る制度であり、今後とも国としての文化財の保存・活用の充実を図ることが必要である。これに加えて、各地域が独自に文化財の価値を見出し、地方公共団体が地域にとって重要な文化財を保存・活用する取組の充実を図ることが重要であり、国としても、このような地域での取組を促すための支援を行うことが重要である。

文化財の保存・活用の推進に当たっては、大学、文化財研究所等の専門的機関における専門性を生かすことや、民間、例えばNPO（Non Profit Organization：民間非営利団体）、NGO（Non-Governmental Organization：非政府組織）等の活動をさらに活性化し、国民一人一人の参加を促すことが必要であり、国、地方公共団体としては、これらの活動を促進するための支援的行政を推進する必要がある。

#### 2 国に今後期待される役割

##### (1) 国としての文化財の保存・活用の充実

国は、全国的視野に立って文化財行政に関する基本的方針を定め、地方公共団体、民間を含め、国民全体に対してこれを提示するとともに、時代の要請等を踏まえ、絶えずこれを見直すことが必要である。

国においては、全国的な観点から指定等を行った重要な文化財について必要な規制と助成措置を的確に講じ、その保存・活用が適切に行われるよう努める責任がある。

その中心的役割を担う文化庁は、地方公共団体や各省庁等との連携のもと、全国的に文化財の保存・活用の取組の充実が図られるよう、人的体制及び財政措置の充実に努める必要がある。

特に、文化財に対する防災対策や、災害情報の集約・発信等の防災情報機能を国が中心となって整備することが必要である。

文化財の保存・活用の措置の実施に関しては、できる限りの客観化・標準化に努めることが必要であり、例えば、重要文化財、史跡等の現状変更について許可を要する行為の範囲及び許可の基準について法令等で定めることを検討する必要がある。

なお、史跡名勝天然記念物などに関し、特に重要な文化財についての現状変更の許可権限以外は地方公共団体に委譲することを検討するなど、可能な限りの国からの権限の委譲を一層進めることが必要である。

##### (2) 専門的立場からの支援

国においては、地方公共団体や民間等による文化財の保存・活用が、専門性に基づいて適切に行われるよう、助言等の専門的・技術的立場からの支援を行うことが必要である。

地方公共団体による人材養成等の取組に対しても、国は、研修の実施や手引書の作成などを通じ、専門的立場からの支援を行うことが必要である。

### (3) 先進的な取組の推進

国においては、地方公共団体等における文化財の保存・活用が適切に行われるよう、先進事例を収集・公開するなど保存・活用モデルの提供に努めることが必要である。

### (4) 普及・啓発の推進

国は、国内外に対する文化財の保存・活用への理解を深めるため、文化財の意義や文化財保護制度の役割についての幅広い普及・啓発活動を行うことが必要である。

国は、文化財や、その保存・活用について、国内外とりわけ海外に向けた積極的な情報発信を行うことが必要である。

## 3 地方公共団体に今後期待される役割

### (1) 地域ごとの文化財保護の取組の充実

文化財は、所在する地域の文化と密接な関連を有するものであることから、地方公共団体は、国指定等の文化財に関して、必要な場合には管理団体として文化財の管理、修理、公開等を行うとともに、所有者等に対して文化財保護に関する指導助言等を行うことが求められる。加えて、地方公共団体は、自らの地域文化の向上発展や個性ある地域づくりのため、当該区域内に存在するあらゆる文化財に関し、適切な保存・活用に努める必要がある。

各地域には、「在地文化」とも言うべき有形・無形の文化遺産が存在している。これらの中には、これまで必ずしもその価値が認識されず、都市化の進展、生活様式の変化等によって失われつつある貴重なものも少なくない。

一部には先進的な取組も見られるが、今後、こうした地域に根ざした文化遺産については、地域ごとに、地方公共団体が中心となって価値を見出していくとともに、地域の財産として継承する取組の一層の充実を図ることが必要である。

### (2) 体制の充実

地方公共団体が主体となって地域の文化財の保存・活用を進めていくためには、文化財の保存・活用に対する財政措置の充実を図るとともに、多様な文化財の保存・活用ができるように、それぞれの分野の専門職員の増員を図ることが必要である。

専門職員については、行政面・実務面を中心とした研修に加えて、文化財の分野ごとの専門的知識を深めるための研修の充実を図ることが必要である。

文化財保護指導委員による巡視制度（いわゆる文化財パトロール）については、特に美術工芸品に対する巡視等の活動の充実が望まれる。

人々の文化財への意識を高めながら、住民の積極的参加を促すことによって、全体として文化財保護体制の強化を図ることが重要である。

## 4 民間等の活動の活性化

民間レベルで文化財のために熱心な活動を行っているNPO、NGOや保存会と、国、地方公共団体は積極的な連携を図るとともに、NPO、NGO等が活動しやすい環境づくりに努めることが必要である。

専門的な知識を地域の人々にわかりやすく解説する人材としても、NPO、NGO等

で活動する人々の果たす役割は大きいと期待される。

国、地方公共団体は協力をしながら、民間等の活動と緊密かつ有機的な協力関係を構築するため、ボランティア等の人材データベースの整備を推進するとともに、身近な文化財情報を一般から収集するシステムを導入するための方策を検討する必要がある。

国は、民間等の活動を活性化するため、民間資金を集めやすくするための税制を含む環境づくりに努める必要がある。

## 5 文化財に関する専門的機関との連携

大学、文化財研究所、博物館・美術館等の専門的機関は、文化財に関する専門的立場からの研究等を行う組織として不可欠の存在であり、国、地方公共団体等において、これら専門的機関との連携協力を図りながら文化財の保存・活用に当たる必要がある。特に人材養成面で、例えば文化財関係学部・学科を持つ大学を中心とした連合組織の形成を支援したり、大学に専門家を派遣する等、大学との積極的な連携協力を図ることが必要である。

これらの機関においては、科学研究費補助金等を積極的に活用して、文化財に関する専門的調査研究を推進することが望まれる。

## 6 文化財に関する国際交流・国際協力

今日、グローバル化の進展を背景に、各国において自国の文化財の保護の気運が高まるとともに、その一方で、国際紛争等による文化遺産の破壊という深刻な問題も生じている。

特に、ユネスコを中心として世界遺産や無形遺産の保護に対する文化財保護の国際的取組が進展する中で、我が国の文化財の保存・活用について、国際的な文化遺産保存の枠組を考慮した施策の展開を図る必要がある。なお、国際的枠組に関する当面の課題として、文化財の不法な国際取引の規制のためのユネスコ条約の批准に向けた準備の促進が必要である。

文化財を通じた国際交流は、文化の多様性についての深い共感のもとに、諸外国との相互理解を増進するものである。この観点に立って、我が国の歴史・文化に対する諸外国の理解を増進するとともに、相手国のことをより良く理解するために、その推進を図ることが重要である。

文化財を通じた国際交流・国際協力は、国が中心となって進めていくことが必要であるが、これまで大学等における独自の取組も大きな役割を果たしており、今後、大学、文化財研究所、美術館・博物館等の文化財に関する専門的機関との連携を図るとともに、民間の活動や地方公共団体との連携を図りながら推進することが必要である。

なお、国レベルでの文化財に関する国際協力の中核的機関である東京文化財研究所や奈良文化財研究所における体制の充実や、ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所を、アジア・太平洋地域の文化財保護に対する協力の拠点としていくことが必要である。

## II 文化財の公開・活用の促進

### 1 保存と公開・活用のバランスの在り方

現在の我々が文化財への理解を深め、関心を持つとともに、文化財を守り後世に伝えることができるよう、公開・活用を行うことが不可欠である。公開・活用を促進するに当たっては、公開・活用が保存にもたらす影響について認識した上で、どこまで公開・活用が可能かについて十分慎重に検討する必要がある。

我が国の文化財の中には、紙、布、木、土など素材が脆弱であるものが多いため、文化財の損傷・劣化を防ぎつつ公開・活用を行うために、素材に応じた取扱や公開施設の整備の在り方について配慮する必要がある。

建造物については、位置や規模を含めた外観に価値の力点があるものや、意匠、構造などの細部に価値の力点があるものなどがあり、保存と公開・活用のバランスを検討するに当たっては、当該文化財の価値の中核を占める部分を明確にした上で、厳密な保存が要求される箇所と、活用に資するために改変が許される箇所とを可能な限り明確にしておくことが必要である。

史跡等の復元などの整備は、今は失われて存在しない往時の姿を具現化しようとする場合も多いことから、様々な資料による厳密な検証を前提とし、保存と公開・活用のバランスが図られるような整備について、国において引き続き調査研究を行い、適切な復元整備の標準化や、望ましい整備の指針の策定、手引の作成等を進めていくことが必要である。

無形の民俗文化財に関しては、地域づくり等による公開の機会が増えるにつれ、本来の伝承形態等に与える影響が懸念されており、このため、保存会等が行う伝承活動や記録作成事業への支援を充実するなど、伝統的な本来の姿で継承するための措置を講じることにより、保存への影響を最小限に抑える配慮が望まれる。

適切な公開・活用が行われている文化財については、国がこれを評価する制度を検討することも必要である。

### 2 文化財の性質や人々の興味関心に応じた多様な公開・活用の在り方

文化財の公開に当たっては、人々に文化財をそのままの姿で見ってもらうことが基本である。しかし、文化財の種別や性質によっては、また人々の興味関心や理解の度合いによっては、文化財をそのまま見せるだけでなく、必要な解説を加えるなどの配慮をきめ細かく行うことが求められる。

文化財の多様な公開・活用を促進するため、国において、地方公共団体等による先進的な取組をモデル事例として全国に紹介するとともに、これらの取組を顕彰する制度を創設したり、望ましい公開・活用の在り方を示すためのパイロット事業を実施することも検討する必要がある。

社寺所蔵の美術工芸品については、広く人々に受け入れられてきた意義に留意しつつ、宝物館のように収蔵を目的とする施設においても公開を促進することが必要であり、国においては、展示公開機能を有する収蔵庫の建設についての補助と展示方法について検討することが必要である。

近代科学・産業技術に関する文化財については、機械等を常時稼働しうる状態に修理

・整備し、実際に稼動する様子を公開するなどの動態展示を推進するなどの工夫が必要である。

有形の民俗文化財については、当該文化財が有している本来の機能について正しく理解ができるよう、生活の中でどのように使われてきたかなどをわかりやすく公開することが必要である。

美術品の公開については、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）の活用を含む一層効果的な奨励措置を検討することが必要である。

### 3 ITを活用する等の多様な手法による公開・活用の工夫

近年発達が著しいIT技術や様々な映像等を積極的に活用することは、文化財の公開・活用の促進にとって有意義である。例えば、慎重な取扱を要する文化財の場合や、同じ文化財を二箇所以上で展示したい場合にも、IT技術の活用が効果的である。また、ITの活用は、人々に文化財に関する情報提供のためにも有意義である。

#### (1) ITの活用

最先端の科学技術を活用した公開・活用の工夫を図り、よりわかりやすい公開のためのインターネットやCD-ROM、DVD等を積極的に活用した文化財デジタルライブラリーの構築が必要である。

文化財そのものによる公開・活用を補う手段として、3Dやバーチャルリアリティの技術を用いて、人々が文化財に親しむ機会の提供に努めることが必要である。

国が中心となって、文化財に関する情報をデータベース化し、人々の利用に供することが必要である。また、全国遺跡地理情報システム（遺跡GIS）の構築等の取組が必要である。

我が国の文化財に関する情報発信を行うために、衛星放送等の活用も検討する必要がある。

#### (2) 記録映像等の活用

無形文化財や無形の民俗文化財については、国や地方公共団体による映像記録等の作成事業の充実を図り、それらの映像記録等をより多くの国民に対して公開・活用できるような仕組み（所在情報の蓄積、情報の提供、公開方法等）を作り、体系的な公開・活用を行うことが必要である。

### 4 文化財を生かした地域づくり

人々が地域に魅力を見出す際には、風景・景観の美しさや、歴史性など様々な側面が考えられるが、そうした中で文化財が地域づくりに果たす役割は大きい。文化財は、地域の誇りとして地域づくりの中核となるものであり、観光資源として新たな視点から見直されたり、伝統産業の復興の好機ともなる。各地域においては、魅力ある地域づくりを推進する上での文化財の果たす役割を認識するとともに、地方公共団体が主体となって文化財を活用した地域づくりを積極的に推進することが必要である。例えば、周囲の環境も含めて文化財を総合的に理解させる「生活・環境博物館」の構想などを推進することも検討する必要がある。

文化財を地域づくりに活用するに当たっては、地域づくりが優先されるあまり、文化財が損なわれることのないよう、地方公共団体の文化財保護担当部局において十分なチェック機能を発揮することが必要である。

各省庁の実施する事業の中には、文化財を生かした地域づくりに資するものも多く、これらの事業を活用して地域づくりの効果的实施に努めることが必要である。なお、この場合にも、文化財の価値が損なわれることのないよう十分な配慮が望まれる。

地方公共団体において地域づくりの事業を実施する場合には、文化財保護担当部局において、文化財の保存・活用の観点から意見を述べていくことが望まれる。

## 5 美術館・博物館等の文化施設における公開・展示の工夫

美術館・博物館等の文化施設における公開・展示の在り方に関しては、専門的な研究の裏付けに基づきながら、わかりやすいテーマ設定を行ったり、系統性に配慮した展示を行うことが必要である。また、展示においては、的確な解説を加えたり、参加型・体験型展示を導入するとともに、IT技術を積極的に活用するなど、人々の興味関心を引き出すための工夫をすることが望まれる。

各地域の美術館・博物館の展示の充実を図るとともに、人々が様々な文化財に親しむ機会を提供できるよう、国立美術館・博物館等が、積極的に他館に協力し、所蔵する美術工芸品の貸出を促進することが求められる。また、日本古美術品海外展のような、我が国を代表する美術工芸品を一堂に集めた企画展を国内でも実施することを検討する必要がある。

美術館・博物館等の文化施設については、教育機関としての役割を果たすことが重要であり、学校教育と積極的に連携することが必要である。また、文化財と人々をつなぐ重要な拠点としての役割を果たすためには、その体制の充実を図る必要があるが、その際、教育普及活動を担う人材や、保存科学の専門家の育成・配置が必要である。

美術館・博物館等の文化施設については、運営上の工夫が求められており、そのマネージメントの手法について、国等において適切に支援等を行うことが求められる。

## Ⅲ 文化財の保存の充実

### 1 文化財の保存の在り方

後世に伝えるべき文化財を適切に保存するため、社会状況の変化、時代の要請、国民の関心、技術の進展等も踏まえつつ、その範囲や手法を常に見直していくことが重要である。

当面、以下に掲げることについて早急に取り組む必要がある。また、国においては、文化財の種別ごとに、その保存の措置に関し、今後充実強化すべき点、見直すべき点を明らかにするための具体的な検討に速やかに着手する必要がある。

#### (1) 有形の文化財の保存の在り方

有形の文化財の保存については、その性質に応じたきめ細かな対応が必要であり、例えば、有形文化財（美術工芸品）に関しては、日常的な保存・管理を通じた保存の徹底が重要であるのに対し、有形文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物等に関しては、よ

り中長期的な視野に立った計画的な保存・管理の推進が重要である。

美術工芸品保存修復技術，史跡等の整備，埋蔵文化財探査技術等に関しては，積極的に最先端の科学技術を応用し，文化財の保存・管理を充実させる工夫が必要である。

天然記念物については，多様な専門分野の総合的な連携による保護を可能とする調査研究の体制について検討することが望まれる。

埋蔵文化財については，発掘調査等への民間調査組織等の参入の場合の適切な在り方について検討を進めることが必要である。

発掘調査等の体制を充実するため，長期的には，発掘調査，遺物保存処理，研修，普及啓発等の支援のための全国的な団体を設立することについても検討することが求められる。発掘調査を実施するに当たっては，十分な専門的知識と技術を持った調査担当者が行うようにすることはもちろん，第三者により構成される委員会などの検証の仕組みを設けたり，発掘調査報告書や出土品等を積極的に公開するなど，客観性を確保することが必要である。

発掘調査の原因者負担の在り方については，その根拠を明確化する観点から法制化すべきであるとの指摘があるが，法令により埋蔵文化財の発掘調査を事業者（土地所有者）に義務化することは，土地に係る財産権に内在する制約を越える規制を国民に課すこととなり，極めて難しい等の課題があることから，引き続き，開発事業者との調整が円滑にできる仕組みを幅広く検討する必要がある。

## (2) 無形の文化財及び文化財の保存技術の保存の在り方

重要無形文化財については，分野・種別のバランスや，保持者が病気などの理由で，自己の技の錬磨と直接的な伝承者養成が行えない場合の対応などに関して，予算上の定員枠の在り方も踏まえて検討することが必要である。

少子化や地域の過疎化等の進行の中で，伝承の担い手が少なくなり，消滅の危機にある地域の年中行事，民俗芸能など，無形の民俗文化財について，国の選択制度による記録作成に加えて，地方公共団体による文書・映像等を併用した記録作成の促進を図ることが必要である。

伝統工芸技術，文化財の保存技術に関しては，工程見本等の実物見本を作製し，人材育成等の面で活用するとともに，その技術に関して作成された映像等の記録を広く公開することにより，国民に対し周知を図り，理解を深めることが重要である。

有形・無形を問わず，文化財の保存のためには，それを支える文化財の保存・修復の技術を別の技術が支えているという技術の連鎖に焦点を当て，選定保存技術制度の活用等により，その保存を図ることが必要である。

文化財の保存技術については，事業主体の組織化などにより，本来の仕事量を確保することが重要である。文化財の保存・修復及び用具の製作等に必要な原材料のうち，入手が困難となりつつあるものについては，当面は，国内にあるものを確保し活用するとともに，代替品の使用の可否及び代替材料の研究を行うことが必要である。

## 2 文化財に携わる人材の確保と養成

### (1) 地方公共団体等における人材の確保と養成

地域において積極的に文化財の価値を見出し，保存・活用の取組を充実していくため

には、地方公共団体における人材の配置の促進と資質の向上を図ることが重要である。特に専門の担当者が少ない分野を中心に、文化財専門職員に対する文化財の類型ごとの専門的知識を学ぶための研修を実施することが必要である。また、文化財専門職員が円滑かつ効率的に事務を行うため、国が中心となって、手引書等を作成するなどの環境整備を進めることが必要である。

文化財の保存・修復を直接担う文化財修理技術者・技能者や、埋蔵文化財発掘調査に従事する者の技術等に関する資格制度について検討することが必要である。

## (2) 幅広い人材の育成

文化財に関する専門家の養成が必要であると同様、専門家以外でも、地域において積極的に文化財の保存・活用に携わっていくボランティア等の幅広い人材を育てていくことが必要である。

このため、社会教育等において、文化財に関する講座を積極的に開催したり、美術館・博物館をはじめ文化財にかかわる施設において、積極的にボランティアを受け入れ、その研修機会を設けたり、NPO、NGOからの求めに応じて文化財に関する専門的な学習の機会を提供するなどの取組を推進していくことが求められる。

地方公共団体においては、こうした地域の人々による自主的な取組を適切に評価し、活動の場を提供するよう努めることが重要である。

### 第3 総合的な視野に立った文化遺産の保存・活用

#### 1 新たな課題

今日の社会構造や国民の意識の変化を受け、有形・無形を問わず、歴史的な価値を有する文化的な所産を文化財を含む広い意味での文化遺産としてとらえ、後世に伝えたり、現在の生活に生かす観点から、保存・活用が必要とされる文化遺産の範囲が広がっている。

例えば、次に掲げる事柄については、比較的新しい課題として対応の必要性が高まっている。

##### (1) 文化財の周辺環境

文化財は、その地域の歴史や風土との関連の中で成立したものであり、文化財のよりよい保存のためには、文化財を単体として点的にとらえるだけでなく、その周辺環境を含めて面的に把握した上で保護することが必要である。

国指定の建造物、史跡等については、周辺の歴史的環境を開発・都市化等の影響から保護することが必要であり、文化庁が中心となって、都市計画や公園行政等を担う各省庁や地方公共団体に対して、積極的に取り組むよう働きかけていくことが必要である。

##### (2) 文化的景観

棚田、里山のような、人と自然との関わりの中で作り出された文化的所産としての景観について保護を図る必要があるが、これらの文化的景観については、名勝等の既存の文化財の枠組ではとらえきれない性質を持つものも多く存在することから、国において考え方を示しながら、地方公共団体を中心として国と連携を図りつつ保護を図るための法制上の措置を検討することが必要である。

##### (3) 近代の文化遺産

近代の科学・産業遺産については、新たな科学・産業技術の進展等を背景に次々に失われているのが現状であり、既存の文化財ではとらえられないものも、何らかの形で文化遺産としてとらえ、産業界等の協力によって保護を図ることを検討する必要がある。

近代の生活用具等の民俗文化財は、急激な生活様式の変化に伴って消滅の度合いが著しいため、国において考え方を示しながら、地方公共団体が中心となって早急な保護を図ることを検討する必要がある。

##### (4) 総合的な把握

一定の地域内に所在し相互に関連性を有する同一の類型の文化財で個々の文化財の価値が一定水準に達しないものや、文化財の類型の枠を超えて一定の関連性を持ちながら集まったものについては、総体としてとらえることで、新たな価値付けが可能となる観点から、その総体を一括して把握し保護の対象とすることを検討する必要がある。

##### (5) 緩やかな保護手法の導入

記念物に関しては、文化財の分野や時代の拡大の要請に応えるとともに、所有者等による自発的な保存を促すことを目的として、緩やかな保護手法の一つとして登録制度等の導入の可能性について引き続き検討する必要がある。栽培植物や畜養動物の品種の保護に関しては、従来の天然記念物としての指定による保護のほか、登録制度や一覧の作

成・公表のようなより緩やかな保護措置を導入することについて検討する必要がある。

有形の民俗文化財については、地域での生活の中で継承されてきた地域性が強い性格のものであることに鑑み、地方公共団体が主体となる登録制度を導入することを検討する必要がある。

美術工芸品に関しては、登録制度の導入について、対象の範囲や主体を考慮しながら引き続き検討する必要がある。

文化財や、文化財の保存技術、そのための原材料や用具について、国民の認識を深め、文化財等の存在を認識してもらうため、一覧を作成し公表する仕組みを検討することが望まれる。

## (6) その他

学術資料の中には、天然記念物等として保存・活用を図るべきものもあるが、文化財とは異なる観点からの保存・活用の在り方についても検討することが望まれる。

様々な生活文化について、我が国の歴史・文化の理解を深めるものであるとの観点から、伝統文化として記録作成等の措置により継承を図っていくことについて検討する必要がある。

美術工芸品のコレクションの中には、近代以降の収集家によって形成された、系統的な資料群として貴重なものも存在しており、所有者の世代交代等によって散逸する恐れもあるので、これを一体として保護することを検討する必要がある。

## 2 文化遺産の保存・活用への新たな取組

新たな課題として現れてきた文化遺産に対し、その保存・活用をどのように行うかについては、その範囲、手法、主体に関し、より幅広い取組を求められるものである。これらの中には、一部既に文化財保護法の適用範囲とされているものや、運用の工夫により対応しているものもあるが、それだけでは十分な対応ができない部分もある。こうした部分に関しては、文化財保護法の体系においてどこまで対応ができるか検討し、必要な部分について、文化財保護法の所要の改正を行うことを検討する必要がある。

さらに、今後、文化財保護法ではとらえきれない広い範囲の文化遺産に関し、総合的な視野に立ってその保護措置を講じていくためには、文化財保護法とは異なる新たな枠組を設けることも視野に入れて検討することが必要である。

この場合、広い範囲にわたる文化遺産の保存・活用を担う主体として、文化庁が中心的な役割を果たしていくことはもちろんであるが、それに加えて各省庁、地方公共団体、産業界、NPO、NGOなどの民間団体、さらには国民一人一人等が積極的な役割を担うことが必要である。また、こうした保存・活用のための取組を促すため、文化庁が中心となって呼びかけを行うことが必要である。

また、NPO、NGO等の民間団体の活動や、国民一人一人の取組を促しながら、参加型の保存・活用を推進することが必要であり、国、地方公共団体においては、このための支援的行政を一層推進する必要がある。

## 第4 国民一人一人が文化遺産を大切にすることを旨として

### 1 人々の文化遺産への理解と愛情を深める取組

文化遺産の保存・活用の推進に当たっては、国民一人一人が文化財の保存・活用の活動に積極的に参加できる環境をつくることが重要である。

国、地方公共団体は、地域の人々、老若男女すべてが生涯を通じて文化遺産に親しむ機会を提供するとともに、全国キャンペーンやシンポジウム等、人々の文化遺産への理解と愛情を深めるための取組を推進することが必要である。

また、文化遺産に親しむための活動を行う団体や、とりわけ子どもに対して文化遺産に関する学習・体験の場を提供する団体など、文化遺産を側面から支える組織を育てることなどを通じて、国民一人一人が文化遺産の保存・活用の活動に参加しやすい環境をつくることが重要である。

美術工芸品や建造物、史跡名勝天然記念物などに関し、修復・整備前の状況を示したり、その途中の様子を公開することなどにより、人々に文化遺産を守ることへの理解を深めることも有意義である。

### 2 子どもたちに文化遺産を大切にすることを意識を育む取組

次世代の文化遺産の保存・活用の担い手となる現在の子どもたちに、文化遺産への理解と愛情をもって成長するよう働きかけていくことが重要である。

学校教育では、社会科等において、我が国の歴史に対する理解を深めるとともに、文化や伝統を理解し尊重する態度の育成に努めており、その一層の推進が望まれる。

このため、学校教育での取組の充実を図る観点から、地方公共団体において文化財保護担当部局と学校教育担当部局が連携を図り、学校教育の場で、児童生徒の発達段階に応じた教育プログラム、教材、指導資料等を提供することが重要である。特に、平成14年度以降小・中・高等学校において導入される「総合的な学習の時間」において、こうした教材や資料等を活用し、地域や学校の実態に応じて、身近な文化遺産等についての学習を実施すること等が望まれる。また、各学校では、地域の美術館・博物館や史跡などを積極的に訪問し、学習に役立てる配慮が望まれる。

こうした取組のために、学習に適した全国及び各地域の文化財のデータベース化を図ることも必要である。また、学校で、地域の歴史資料や民俗資料などを積極的に収集・展示し、子どもたちの学習に活用できるよう資料室などを整備することが望まれる。

学校教育の中で、子どもたちの興味関心を適切に引き出すためには、教員研修等において文化財専門家等を講師とするなどの工夫が望まれる。また、地域において伝統文化を継承したり、文化財・文化遺産の保存・活用の活動を行っている人材を学校の教育活動のために、例えば特別非常勤講師として受け入れ、指導の充実を図ることも効果的である。

地域社会においても、子どもたちに、お祭りなどの伝統行事に参加させたり、伝統工芸の作品の実物を使わせることなどを通じて、伝統文化に接する機会を提供することが必要である。

## おわりに

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないものであり、将来の我が国の文化の向上発展の基礎をなすものである。現在の我々の生活、住まい、風習、周りの環境などが、50年、100年後の人々にとって文化財の一部となって受け継がれていくことを認識し、日頃の生活の中に文化的要素を取り入れるとともに、我々を取り巻く景観や自然環境を保護することに努めることが大切である。

国、地方公共団体においては、この報告に示した5つの視点を踏まえ、文化財保護行政の在り方を今一度見直し、文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、地域の人々の参加を促しながら、文化遺産の保存・活用が総合的な視野に立って行われるよう努めることが必要である。

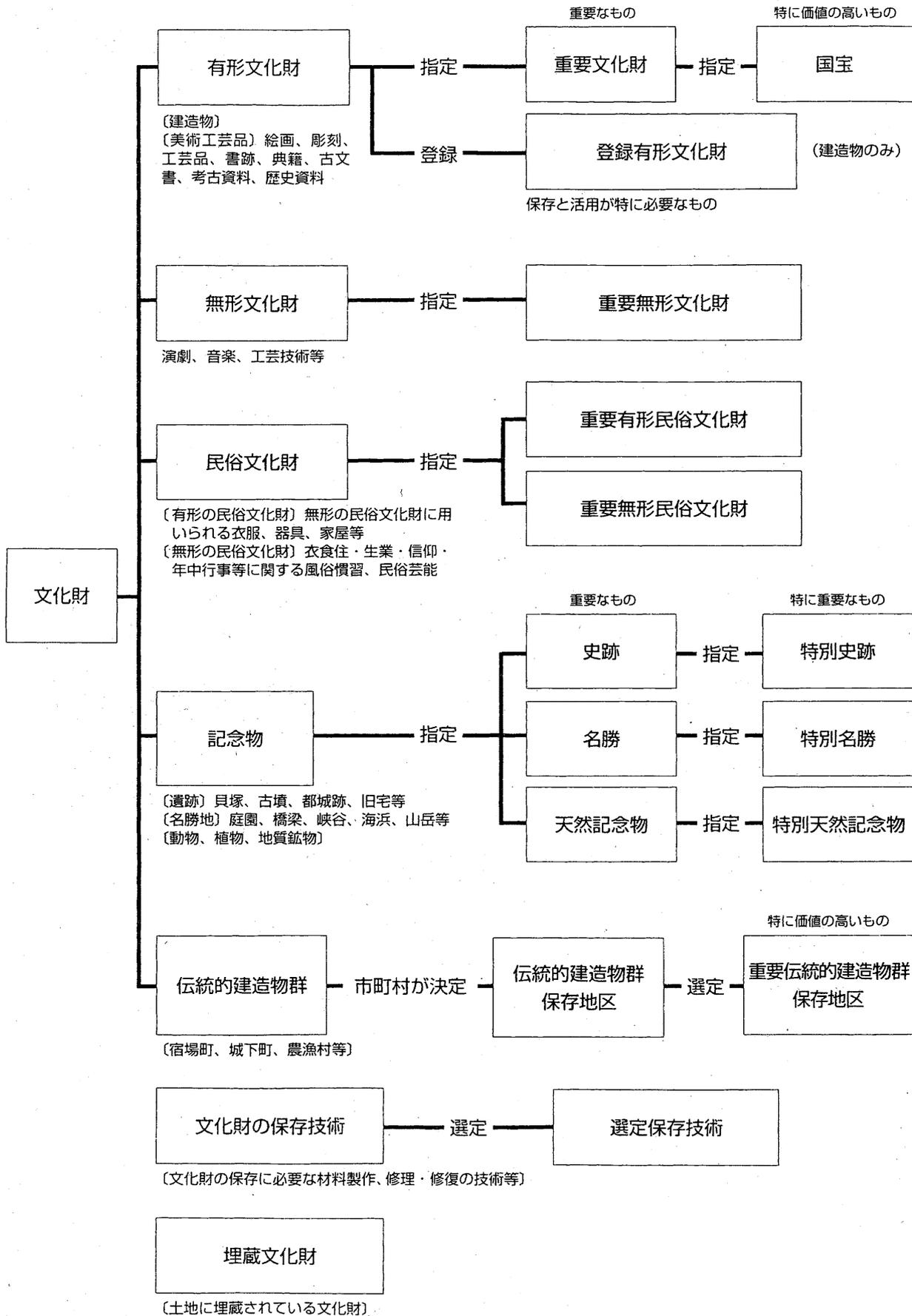
また、産業界、民間団体等の関係機関・関係者、国民一人一人が互いに連携協力を図りながら、文化財・文化遺産の保存・活用に積極的に参加されることを期待したい。

なお、国においては、本調査会が示した種々の提言を受けた対応策の実施に速やかに取り組みるとともに、本調査会において課題として示した事項などに関して、さらに専門的な検討の場を設けることを希望する。

## 参考資料

1. 文化財保護法における文化財の体系図
2. 国の文化財指定等の件数
3. 文化庁の予算
4. 文化庁の文化財の保存・活用に関する施策の概要
5. 地方公共団体の文化財指定等の件数
6. 地方公共団体の文化財関係経費

1. 文化財保護法における文化財の体系図



2. 国の文化財指定等の件数

(平成13年10月1日現在)

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重要文化財
美術 工芸品	絵画	155	1,917
	彫刻	123	2,576
	書跡・書料	252	2,374
	古書	222	1,837
	考古学	39	689
	歴史資料	1	530
計		850	10,036
建 造 物		(253棟) 209	(3,708棟) 2,204
合 計		1,059	12,240

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特別史跡	60	史 跡	1,445
特別名勝	29	名 勝	278
特別天然記念物	72	天然記念物	921
計	161	計	2,644

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指定件数 (件)	保持者数 (人)	指定件数 (件)	保持団体等数 (団体)
芸 能	37	54	11	11
工芸技術	45	57(56)	13	13
合 計	82	111(110)	24	24

(注) ( ) 内は実人員を示す。

4. 重要有形民俗文化財

196

5. 重要無形民俗文化財

213

【選 定】

1. 重要伝統的建造物群保存地区

58地区

2. 選定保存技術

保 持 者		保 存 団 体	
(件)	(人)	(件)	(団体)
42	46	16	18(16)

(注) 保存団体には重複認定があり ( ) 内は実団体件数を示す。

【登 録】

登録有形文化財

2,341

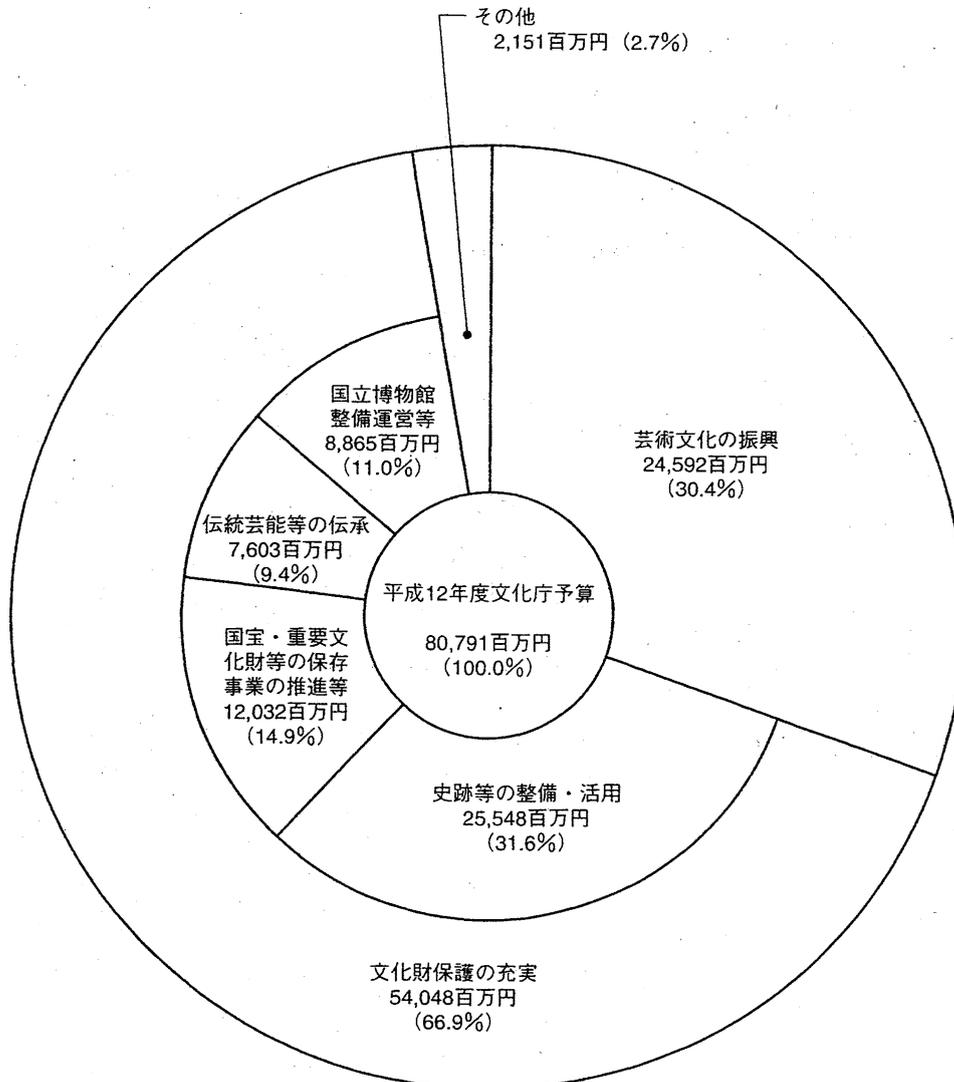
### 3. 文化庁の予算

単位：百万円

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
国の一般会計予算	81,860,122	84,987,053	82,652,379
文部科学省一般会計予算※	5,870,679	5,883,676	6,578,394
文化庁予算	80,504	80,791	90,949
文化財保護関係予算	53,192	54,048	57,405

注) 平成11、12年度は文部省一般会計予算（科学技術庁一般会計予算は含まれていない）

#### 平成13年度分野別文化庁予算



#### 4. 文化庁の文化財の保存・活用に関する施策の概要

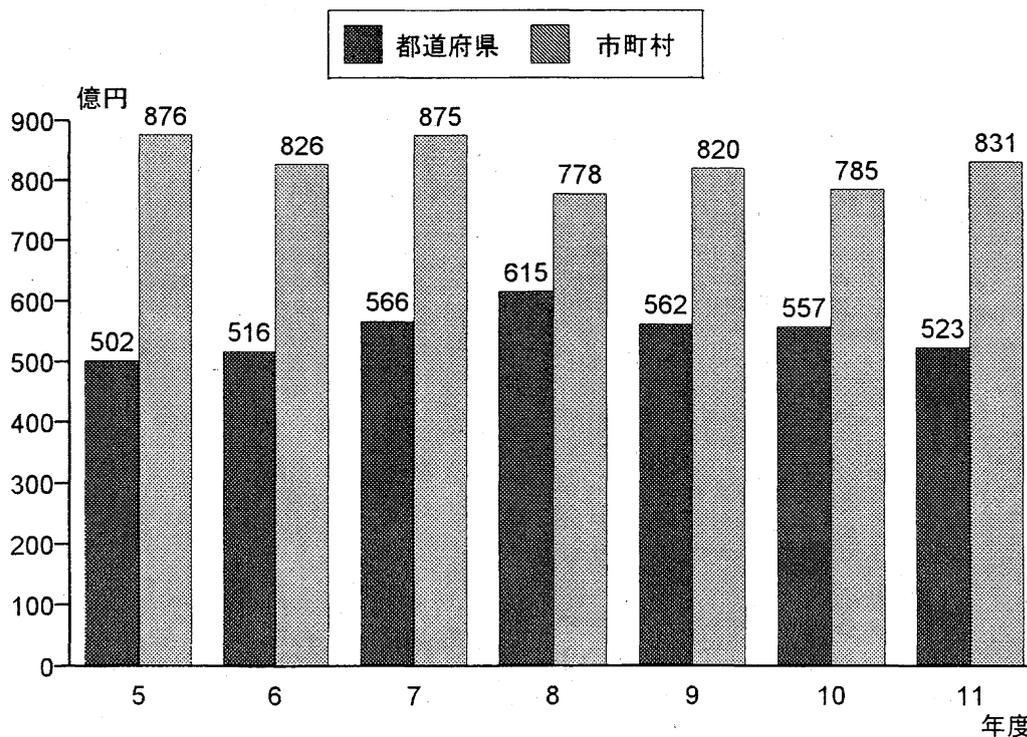
施 策	概 要
<p>(1) 国宝・重要文化財等の保存事業の促進等</p> <p>①建造物・美術工芸品等の保存修理等</p> <p>②国宝・重要文化財等買上げ</p> <p>③地方文化財保存施設等設置</p>	<p>国有文化財の保存修理等に要する経費及び所有者または管理団体等が行う保存修理、防災施設設置等に対して補助。</p> <p>国宝・重要文化財等の散逸、海外流出の防止等のため、国が緊急的に購入。</p> <p>文化財保存施設、埋蔵文化財センターの設置に要する経費に対して補助。</p>
<p>(2) 史跡等整備・活用</p> <p>①史跡等公有化助成</p> <p>②史跡等整備・活用事業</p> <p>③埋蔵文化財発掘調査等補助</p>	<p>史跡等の保存と活用を図るため、地方公共団体が行う史跡等の公有化に対して補助。</p> <p>史跡等について保存修理、防災施設設置等の整備、及び公開活用面に重点を置いた「地方拠点史跡等総合整備事業」「歴史の道整備活用推進事業」等に対する補助、及び平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の保存整備等。</p> <p>開発事業と埋蔵文化財保護との調整を図るため、個人等が行う事業について、地方公共団体が行う調査に対して補助。</p>
<p>(3) 伝統芸能等の伝承</p> <p>①無形文化財・無形民俗文化財等伝承助成</p> <p>②日本芸術文化振興会補助等</p>	<p>保持者・保持団体等の行う無形文化財・無形民俗文化財及び文化財保存技術の伝承事業に対し、補助を行うとともに、無形文化財等の記録作成を実施。</p> <p>伝統芸能の公開、伝承者養成等を目的として、日本芸術文化振興会が設置する国立劇場の運営に要する経費の補助等。</p>
<p>(4) 国立博物館整備運営等</p>	<p>国立博物館において重要文化財等をはじめとする有形文化財の収集・保管、企画展の開催等を実施。また、文化財研究所において文化財保存修復に関する調査研究、国際的研究交流・協力等を実施。</p>

5. 地方公共団体の文化財指定等の件数

(平成12年5月1日現在、単位：件)

		都道府県	市町村
有形文化財	美術工芸品	8,837	37,364
	建造物	2,318	8,312
無形文化財		157	1,024
民俗文化財	有形	633	5,756
	無形	1,635	5,228
記念物	史跡	2,584	12,968
	名勝	234	997
	天然記念物	2,860	10,658
伝統的建造物群保存地区			55
文化財保存技術		42	42

6. 地方公共団体の文化財関係経費



## 企画調査会関係資料

1. 文部科学省設置法（抜粋）
2. 文化審議会令（抜粋）
3. 文化審議会文化財分科会運営規則（抜粋）
4. 文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について
5. 文化審議会文化財分科会組織図
6. 文化審議会文化財分科会企画調査会専門委員名簿
7. 文化審議会文化財分科会企画調査会の開催状況

1. 文部科学省設置法（平成11年法律第96号）（抜粋）

（設置）

第28条 文化庁に、文化審議会を置く。

2 （略）

（文化審議会）

第29条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第3号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
  - ② 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
  - ③ 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
  - ④ 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
  - ⑤ 著作権法（昭和45年法律第48号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和31年法律第86号）第5条第4項、著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和14年法律第67号）第3条第4項、文化財保護法（昭和25年法律214号）第84条及び文化功労者年金法（昭和26年法律第125号）第2条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前2項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 2. 文化審議会令（平成12年政令第281号）（抜粋）

（分科会）

第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
国語分科会	（略）
著作権分科会	（略）
文化財分科会	一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第84条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者分科会	（略）

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

3. 文化審議会文化財分科会運営規則（平成13年2月14日文化財分科会決定）  
（抜粋）

（調査会）

第2条 分科会に、次の表の上欄に掲げる調査会を置き、これらの調査会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
第一専門調査会	建造物以外の有形文化財（埋蔵文化財を除く。）に関する事項
第二専門調査会	建造物である有形文化財（埋蔵文化財を除く。）及び伝統的建造物群保存地区に関する事項
第三専門調査会	記念物及び埋蔵文化財に関する事項
第四専門調査会	無形文化財及び文化財の保存技術に関する事項
第五専門調査会	民俗文化財（埋蔵文化財を除く。）に関する事項

- 2 分科会は、前項に掲げる調査会のほか、文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関し調査するため必要があるときは、企画調査会を置くことができる。
- 3 第一項の表の上欄に掲げる調査会及び企画調査会（以下「調査会」という。）は、分科会の指示を受けて調査し、その結果を分科会に報告する。
- 4 調査会に属すべき専門委員は、分科会長が指名する。
- 5 調査会に調査会長を置き、当該調査会に属する専門委員の互選により選任する。
- 6 調査会長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 7 調査会長に事故があるときは、当該調査会に属する専門委員のうちから調査会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### 4. 文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

平成13年2月14日  
文化審議会文化財分科会決定

##### 1 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第2条第2項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関し調査を行う企画調査会を設置する。

##### 2 調査事項

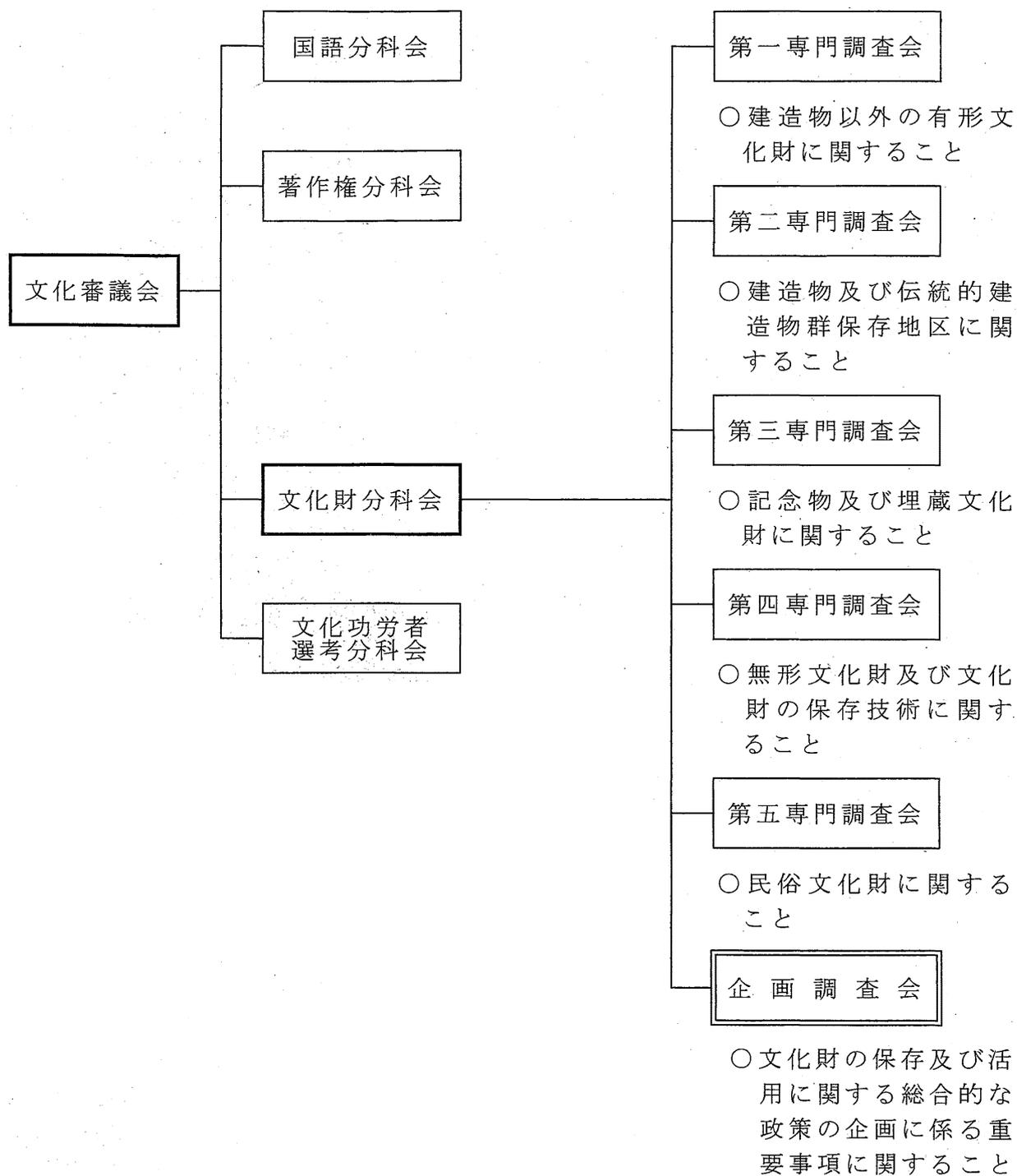
- (1) 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項
- (2) 前項に関して他の専門調査会の所掌事務に係る横断的事項
- (3) その他文化財分科会より調査を付託された事項

##### 3 企画調査会の構成

分科会長が指名する専門委員により構成する。

なお、文化財分科会委員は会議に出席し、随時発言することができるものとする。

5. 文化審議会文化財分科会組織図



6. 文化審議会文化財分科会企画調査会専門委員名簿

	植木 行宣	京都学園大学教授
	大越 裕光	仙台市教育委員会文化財課長
	嘉田 由紀子	京都精華大学教授
	工楽 善通	ACCU 奈良事務所研修事業部長
会長代理	清水 眞澄	成城大学教授
	永井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
	根木 昭	長岡技術科学大学教授
	濱田 隆士	放送大学教授
	浜 美枝	女優
	早川 聞多	国際日本文化研究センター教授
	宮崎 清	千葉大学教授
会長	三輪 嘉六	日本大学教授
	惠 小百合	江戸川大学教授
	柳橋 眞	金沢美術工芸大学教授
	和田 勝彦	四日市市立博物館長
	渡辺 定夫	工学院大学教授

(平成13年11月16日現在)

## 7. 文化審議会文化財分科会企画調査会の開催状況

- 第1回 平成13年3月6日(火) 15:00~17:00  
議 題：(1) 調査会長の選任，調査会長代理の指名等  
(2) 文化財行政に係る課題等について
  
- 第2回 平成13年3月28日(水) 15:00~17:00  
議 題：(1) 文化財行政に係る課題等について
  
- 第3回 平成13年5月14日(月) 13:30~15:30  
議 題：(1) 文化審議会への諮問について  
(2) 文化財行政の課題について
  
- 第4回 平成13年6月18日(月) 15:00~18:00  
議 題：(1) 有形の文化財の範囲及び保護手法の現状と課題について
  
- 第5回 平成13年6月25日(月) 15:00~18:00  
議 題：(1) 有形民俗文化財の範囲及び保護手法の現状と課題について  
(2) 無形の文化財等の範囲とその継承・発展手法の現状と課題について
  
- 第6回 平成13年7月16日(月) 14:00~17:00  
議 題：(1) 有形の文化財及び無形の文化財等の現状と保護，継承・発展の在り方について  
(2) 文化財の総合的把握とその保護手法の在り方について
  
- 第7回 平成13年7月25日(水) 14:00~16:00  
議 題：(1) 文化財の公開・活用の在り方について
  
- 第8回 平成13年8月23日(木) 14:00~16:00  
議 題：(1) 文化財保護における国，地方公共団体及び民間の役割について  
(2) 文化財に関する教育関連施策について  
(3) 文化財に関する国際交流・協力事業について

- 第9回 平成13年9月10日（月） 13:30～15:30  
議 題：(1) 文化財保護の理念について  
(2) 企画調査会における審議事項の整理について
- 協議会 平成13年9月19日（水） 13:30～15:30  
議 題：(1) 企画調査会「審議の報告」骨子案について
- 第10回 平成13年10月1日（月） 14:00～16:00  
議 題：(1) 企画調査会「審議の報告」素案について
- 第11回 平成13年10月15日（月） 13:30～15:30  
議 題：(1) 企画調査会「審議の報告」案について
- 第12回 平成13年11月5日（月） 13:30～15:30  
議 題：(1) 企画調査会「審議の報告」案について
- ◎平成13年11月16日（金）文化審議会文化財分科会  
・文化審議会文化財分科会企画調査会「審議の報告」について報告